

発委第2号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年3月3日

提出者 議会運営委員会
委員長 岩永 政則

提案理由

長与町議会会議規則(昭和39年規則第1号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「長与町議会会議規則（昭和39年規則第1号）第128条に定める協議又は調整を行うための場のうち、」を「前3項の規定にかかわらず、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）第7条の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
<p>○長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和44年4月26日</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 議員が招集に応じ、又は委員会に出席し、その他公務のため旅行したときは、費用弁償として次の旅費を支給する。</p> <p>2 長崎市及び時津町への旅行の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び委員長は2,000円とし、議員及び委員は1,700円とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、長与町職員等の旅費支給条例（昭和47年条例第12号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給する旅費の例による。</p> <p>4 <u>長与町議会会議規則（昭和39年規則第1号）第128条に定める協議又は調整を行うための場のうち、議会報告会及び住民懇談会において旅行した場合における日当は支給しない。</u></p>	<p>○長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和44年4月26日</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号）第7条の規定による議会報告会及び住民懇談会において旅行した場合における日当は支給しない。</u></p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>